

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所  
原子炉施設保安規定変更認可申請）【1】

2. 日 時：令和5年7月26日 13時30分～16時20分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、岡本上席安全審査官、  
宮本上席安全審査官、義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官、  
小林主任安全審査官、岩崎安全審査官、小野安全審査官、  
宮嶋安全審査官、伊藤原子力規制専門員

実用炉監視部門

志賀上級原子炉解析専門官、山本上席監視指導官、伊藤運転検査官補

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他5名

【以下傍聴者】

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長 他2名※

東京電力ホールディングス株式会社：

原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他2名※

中部電力株式会社：

原子力本部 原子力部 総括・品質保証グループ 課長 他1名※

北陸電力株式会社：

原子力部 原子力発電運営チーム 課長 他2名※

中国電力株式会社：

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他4名※

電源開発株式会社：

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他1名※

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所原子炉施設保安規定変更

認可申請の内容について、令和5年7月7日付けの提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置に関わるもの>】

- 西側淡水貯槽や敷地を共有する東海発電所の対策を含め、東海第二発電所の特徴を再整理すること。
- 放水路ゲートの機能喪失の要因を火山影響のみに限定している理由について、説明すること。
- 先行 BWR プラント等との相違事項を羅列した上で、事業者として論点と考える項目を整理して説明すること。
- 基本方針の考えと相違があるもの、先行プラントの考え方と相違があるものについて再整理し、説明すること。
- 先行 BWR プラントと相違する設備について、保安規定における管理上の特徴等を整理して説明すること。
- PAR と FRVS/SGTS について、既許可第 53 条における位置付けを確認し、説明すること。
- 実条件と異なるサーベイランスを行うものについては、妥当性を説明すること。
- 西側淡水貯槽の保安規定における管理方法等について、整理して説明すること。
- 原子炉冷却材漏えい率（第 31 条）における格納容器床ドレンサンプの水位維持確認について、当該確認の位置づけ、確認方法及び確認頻度を明確にし、説明すること。
- 類似プラントと比較し、LCO 設定に相違がないか説明すること。相違がある場合は、保安規定の基本方針を踏まえ考え方を整理して、説明すること。
- 各放水路ゲートの電源について、どのような構成になっているのかを整理して説明すること。
- 設置許可等で説明を行った運用方針等について、明示した上で、保安規定及び社内規程にどのように反映させているかについて整理して説明すること。
- 変更に係る説明事項の抽出について、先行 BWR プラント等の実績も踏まえ、考え方を説明すること。

(3) 日本原子力発電株式会社から、本日説明等を求められた内容について了

解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし